

## 住民監査請求（ヘイトスピーチに関する公金支出）の結果について（概要）

大阪市監査委員は、平成 29 年 7 月 7 日に提出された住民監査請求について、次の理由により住民監査請求の対象とならない旨、請求人（11 人）に通知しました。（却下、結果は同年 8 月 17 日決定）

### 1 請求の要旨

大阪市長吉村洋文は、「大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例」（以下「当該条例」という。）に基づき、動画運営会社との通信にかかる費用合計 1,272 円を支出し、大阪市ヘイトスピーチ審査会委員 5 名に対して、その報酬として、1 人 1 か月につき 19,208 円、合計 1,152,480 円を支出した。当該条例は、市民の表現の自由を侵害し、聴聞手続きなどにおいて適正手続き上の問題点も存在することから違憲無効である。同条例の根拠法とされる「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」（以下「当該法律」という。）は、明らかに平等原則に違反しており違憲無効であり、また、「人種差別撤廃条約」にも違反することから、根拠法は事実上存在しない。したがって、当該条例に基づく財務会計上の行為も、違憲ないし違法の行為であり、大阪市には 1,153,752 円の損害が生じており、大阪市長吉村洋文に対して同額を大阪市の返還するよう請求する。

### 2 地方自治法第 242 条の要件に係る判断

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める住民監査請求においては、本市職員等による個別具体的に特定された財務会計上の行為又は怠る事実（以下「財務会計上の行為等」という。）について、具体的な理由により、財務会計上の行為等が法令に違反し、又は行政目的上不当である旨を摘示して初めて請求の要件を満たすものとされ、請求人において違法事由を他の違法事由から区別して特定認識できるように個別的、具体的に主張し、これらを証する書面を添えて請求をする必要があるとされている。また、財務会計上の行為に先行する原因行為を前提としてされた財務会計上の行為をとらえて本市職員等の損害賠償責任を問うことができるのは、当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当とされ、地方公共団体の長は、先行する処分について、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵の存する場合でない限り、その内容に応じた財務会計上の措置を採るべき義務があるとされている。なお、条例そのものの違法性については基本的に住民監査請求の対象ではないと解されているが、その一方で、住民監査請求では、監査委員が財政経理的見地から条例の内容自体に違法性があると判断した場合は、条例等の違法の是正についても勧告できると解されている。

本件請求において、請求人は当該法律が違憲無効であるため、当該条例の根拠法は存在しないと主張するが、当該法律が当該条例公布後に公布されており、請求人が当該法律を当該条例の根拠法とする主張は理由がない。

また、請求人は当該条例が違憲無効であるため、これに基づく財務会計上の行為である通信費や委員報酬の支出が違法であると主張する。住民監査請求では、対象とする財務会計上の行為等が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであることを摘示することを要するが、本件請求についてみると、財務会計上の行為等の違法性の根拠となる財務会計法規上の義務違反を摘示するものとは認められない。

仮に、本件請求が、本件財務会計上の行為に先行するものとして、当該条例の違憲無効の判断を監査委員に求めるものであったとしても、条例そのものの違法性（本件請求では違憲無効か否か）は基本的に住民監査請求の対象ではないとされ、監査委員は、財政経理的見地から条例の内容自体の違法性について監査できると解されているが、本件請求は、当該条例について財政経理的見地からの違法性を摘示するものとは認められない。

これらのことから、本件請求は、法第 242 条の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。